

第 1 回 児童虐待対応における司法関与及び特別養子縁組制度の利用促進の在り方に関する検討会における主なご意見
 <特別養子縁組> (未定稿)

	ご意見
子どもの年齢について	<ul style="list-style-type: none"> ・ 基本的には、全ての未成年者を特別養子縁組の対象とすべきと考えるが、日本では長く普通養子縁組制度が適用されてきた歴史的経過を踏まえ、一定の年齢の子どもには、特別養子縁組か普通養子縁組かを選択できるようにする又は特別養子縁組に係る同意権を付与するといったことも必要と考える。 ・ ある程度の年齢になると、実親の記憶を消すことはできず、年長の子どもに対しては、特別養子縁組制度はあまり適切でない。要保護児童に家庭環境を与える手段としては、里親が適当と考える。 ・ 子どもが親を記憶しているかどうかという事と、特別養子縁組を利用できるかどうかというのは別問題と考えており、現行の家族法において、15 歳以上は本人の意思による身分行為が原則とされていることを踏まえ、特別養子縁組は 15 歳未満とすることが適当と考える。 ・ 特別養子縁組の判断基準として、子どもの福祉の必要性、縁組の必要性を基準とし、年齢で妨げられてしまうことがないようにする必要がある。 ・ リーガルパーマネンシーがあらゆる年代の子どもにとって必要であるという認識あるいは理念を法律で明確にする必要がある。
審判の申立権について	<ul style="list-style-type: none"> ・ 特に実親から同意をとる手続に改善が必要な点が多い。 ・ 特別養子縁組の申し立てから実親の同意をとるまでを児童相談所が主体的に担い、成立の段階は養親側が行うという 2 段階にしてはどうかという点については、手続法の有識者の方々のご意見を踏まえながら検討が必要。 ・ 虐待の有無に限らずに特別養子縁組を必要とする子どもにその機会を提供することを考えると、縁組成立後の子どもの安全確保のため、養親の個人情報を実親に知られないようにする必要があり、この点から、児童相談所長に申し立て権を付与する必要がある。 ・ 養子縁組の手続を 2 段階に分けるという提案については、慎重に考えたい。

<p>成立要件について</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 親の同意の確認が難しい場合には、民法第 817 条の 6 の但書を積極的に適用すべき。 (参考) 民法第 817 条の 6 特別養子縁組の成立には、養子となる者の父母の同意がなければならない。ただし、父母がその意思を表示することができない場合又は父母による虐待、悪意の遺棄その他養子となる者の利益を著しく害する事由がある場合は、この限りでない。 ・ 特別養子縁組に際して父母の同意が課題になるという点について、例えば親権喪失の申し立てがどの程度認められるのかといった司法関与も関連性がある。(親権喪失を申し立てて認められるようなケースであれば、父母の同意は課題として残らない場合もあるのではないか。)
<p>子どもの出自を知る権利</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 個人情報保護や、記録の保存年限が設定されていることにより、養子縁組により養子となった者の出自を知る権利が脅かされており、子どもの出自を知る権利の保障が必要。 ・ 養子となった子に対し、実親の事情から養親にその養育が委託されたことを確実に知らせる必要がある。養子となった子は実親をトレースできる権利を保障されるべき。養子となった子は養親、実親とは別にプライバシーが守られた上で、相談支援を受けられるサービスの提供が必要。 ・ 実親は裁判所等の組織を通じて実子の養育・生育をトレースできる権利が保障される必要がある。 ・ 養親と養子は実親のトレースを知らされたうえで、具体的な対応、接触をどうするか、文通などの交流は許容するのかといった選択権を与えられることが望ましい。子どもの最善の利益の観点からの制度整備が必要であり、アドボケーター等の支援設定が必要。 ・ 養子への真実告知、実親からのトレースへの対応等では、養親に特段の集中的支援を受ける権利が保障されることが必要。
<p>養子縁組成立後の養親や子どもに対する支援について</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 社会的養護のひとつの手段として養子縁組を考えることが増えていくのであれば、そこを社会全体で専門的に支援していくことも考えなければならない。

<p>養子縁組の民間あっせん団体に対する規制等について</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 民間機関への補助の在り方について、出来高制を採ると、養子縁組という方向性を持って実親の意思決定を支援してしまうリスクがあるので、一括補助とすべき。 <p>※養子縁組あっせんについては、民間事業者に対する許可制の導入や業務の適正な運営を確保するための規制等を内容とする議員立法が、平成 28 年通常国会に提出され、継続審議中。</p>
<p>その他全般的なご意見</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 司法関与、特別養子縁組を含め、司法が親や子どもの権利を制限する場合に、何を以て制限するのかという点で、アセスメントの場が非常に重要。 ・ 養子縁組が進まない 1 つの要因として、児童相談所における取組の自治体間格差が大きく、児童相談所が成功体験を十分に蓄積できない状況のなかで悪循環に陥っているという点が挙げられる。 ・ 近年の特別養子縁組成立件数の増は、民間機関によるものではないかと予測でき、児童相談所の体制強化がどれだけ縁組の成立に貢献できるのかという点と、限界があるのではないかと考える。 ・ 民間には職員の継続性という強みがあり、民間機関が関わるということは市民意識の変革に大きく結びついていく部分も大きいと考える。こうした意識変革も含めて民間の力を活用し、行政がそのモニタリングを行うという体制のほうが、養子縁組を促進するうえで貢献できるのではないかと考える。 ・ 長期間委託を受ける里親と養子縁組とを明確に区別していく具体策が重要。 ・ 新生児委託については、一時保護委託を含め乳児院の活用は避け、個別応答的環境を保障できる里親を活用しながら進めていくべき。 ・ 現在市区町村独自で行われている妊産婦ホームのようなものを制度化し、この機関と民間機関とが共同して実親の意思決定を支援していくという体制が重要。 ・ 養子縁組と里親とを区別していくうえで、養子縁組里親を廃止し、公的機関と民間機関と、いずれの機関が関与するのかにかかわらず、養子縁組里親に支弁される額に相当する経済的支援を公平に提供すべき。 ・ これまでの養子縁組の当事者の意識調査を行い、データを蓄積することが必要。離縁ケース、受理ケース、認容ケース、却下ケース、取り下げ内容を含めて、どういうケースがあったのかを明確化することが必要。

- | | |
|--|---|
| | <ul style="list-style-type: none">・ 今回の児童福祉法改正の趣旨からすると、長期間施設入所している多くの子どもが家庭環境で暮らせる措置を講じなければならない。・ 日本には養子縁組に関するデータが少ない、というよりも無い。データに基づいて政策をデザインし、かつ評価していくことが必要。・ 特別養子縁組制度は劇薬だと思う。子どもの生活環境を法的に安定させるすばらしい制度であるが、もう一方では親子関係を断ち切る制度でもある。重大な問題であり、丁寧な検討が必要。 |
|--|---|